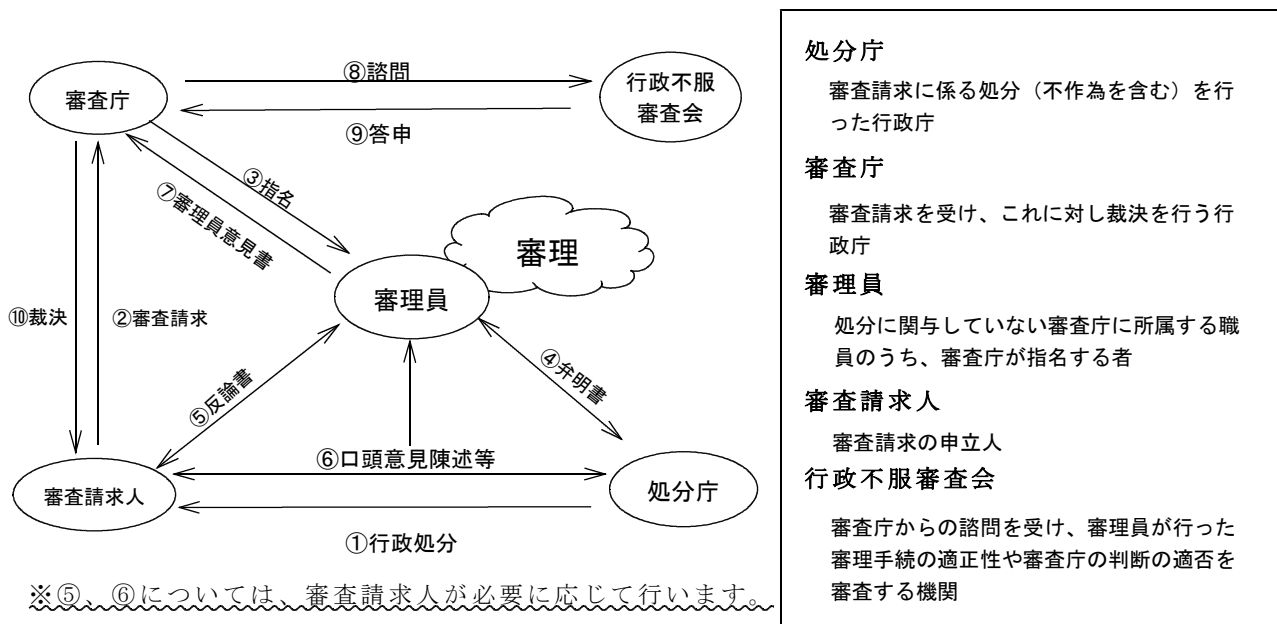


## 審査請求をするには？

- 審査請求は、行政不服審査法第4条に規定されている審査請求をすべき行政庁に対し、以下の事項を記載した審査請求書を提出してください。
  - 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 審査請求に係る処分の内容
  - 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
  - 審査請求の趣旨及び理由
  - 処分庁の教示の有無及びその内容
  - 審査請求の年月日
 次に掲げる要件に該当する場合は、以下についても記載が必要になります。
  - 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団の場合  
→その代表者若しくは管理人の氏名及び住所又は居所
  - 審査請求人が総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合  
→その総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
- 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から3か月を経過したときはすることができません。ただし、正当な理由があるときは、その限りではありません。

## 手続の内容は？

- 下の図のとおり、①処分庁等の処分（又は不作為）について、②審査庁に審査請求書を提出します。
- 審査請求を受けて、③審査庁は審理員を指名します。
- 審理員の指示を受け、④処分庁は弁明書を、⑤審査請求人は反論書を審理員に提出し、⑥口頭意見陳述（審査請求人が審理員に対して口頭で意見を述べること）を行います。
- 審理員が審査請求人と処分庁の主張を公平に審理し、⑦審査庁に審理員意見書を提出します。
- 審査庁は審理員意見書をもとに裁決書案を作成し、⑧行政不服審査会に諮問を行い、⑨行政不服審査会の答申を受け、⑩審査請求人に対し裁決を行います。



## 審査請求人ができること

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、次のことを行うことができます。

### 1 処分庁の主張（弁明書）に対する反論書の提出

→審査請求人は、弁明書の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができます。反論書に対して処分庁から再弁明があったときは、再反論をすることができます。（行政不服審査法第30条）

### 2 口頭での意見陳述及び処分庁への質問

→審査請求人は、審理員に対し、審査請求に係る事件に関する意見を口頭で述べる（口頭意見陳述）を申立てることができます。また、口頭意見陳述においては、審査請求人は、審査請求に係る事件に関し、処分庁に質問することができます。（行政不服審査法第31条）

### 3 証拠書類等の提出

→審査請求人は、自らの主張を理由付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。（行政不服審査法第32条）

### 4 証拠調べの申立て

→審査請求人は、審理員に対し、①書類等の所持人に対し物件の提出要求をすること、②参考人に陳述を求めること、③鑑定を求めること、④必要な場所の検証をすること、⑤審理関係人に質問をすることを申し立てることができます。（行政不服審査法第33条、第34条、第35条及び第36条）

### 5 審理員に提出された書類等の閲覧等

→審査請求人は、審理員に提出された書類等の閲覧又はその写しの交付を求めることができます。写しの交付を受ける場合は、写しの交付に係る実費（白黒1枚10円、カラー1枚100円）を負担する必要があります。（行政不服審査法第38条）